

寄附金税額控除に係る申告特例申請書の提出と確認書類について (ふるさと納税ワンストップ特例制度用)

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」(ワンストップ特例申請)は、確定申告や住民税申告をする必要のない方が、確定申告をしなくても寄附金の税額控除が受けられる制度です。この制度をご利用される方は、申請書に必要事項を記入し、確認書類とともに提出してください。

- | | |
|---|--|
| 1 | 確認書類は次の3パターンのいずれかで、申請書と同封にて御提出をお願いいたします。 |
| 2 | 個人番号確認書類は、必ず個人番号が表記された面の写しを表にして貼り付けてください。 |
| 3 | 本人確認書類は、必ず氏名・生年月日が表記された面の写しを表にして貼り付けてください。 |

パターン A

1. マイナンバーカード(写し)両面

①個人番号確認書類

マイナンバーカード
(ウラ面)(写し)

+

②本人確認書類

②マイナンバーカード
(オモテ面)(写し)

両面をコピーして、それぞれを申請書へ貼り付けて御提出ください

パターン B

1. マイナンバー通知カード(写し)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)
2. 免許証(写し)もしくはパスポート(写し)等の「顔写真付き」書類1点

①個人番号確認書類

マイナンバー通知カード(写し)
※変更の追記がある場合には、必ず裏面のコピーも提出してください。

+

②本人確認書類

住民票(写し)
(マイナンバー記載あり)

+

②本人確認書類

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書の写し1つ

それぞれコピーして、申請書へ貼り付けて御提出ください

※マイナンバー通知カードの氏名・住所が住民票の記載事項と一致しない場合はご利用できません。

パターン C

1. マイナンバー通知カード(写し)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)
2. 健康保険証(写し)および年金手帳(写し)等の「顔写真なし」書類2点

①個人番号確認書類

マイナンバー通知カード(写し)
※変更などの追記がある場合には、必ず裏面のコピーも提出してください。

+

②本人確認書類

健康保険証および年金手帳など公的書類の写し2つ

それぞれコピーして、申請書へ貼り付けて御提出ください

※その他の公的書類は、納税証明書、印鑑登録証明書、母子手帳などです。
※マイナンバー通知カードの氏名・住所が住民票の記載事項と一致しない場合はご利用できません。

※ご注意下さい

- ・確定申告(医療費控除等)を行う場合は、ワンストップ特例申請が無効となりますので、必ず、確定申告の際に寄附金の控除申告も行ってください。(本市への連絡は不要です)
- ・ワンストップ特例申請を行う自治体数(寄附回数ではありません)が年間5団体を超えると、申請は全て無効となります。
- ・マイナンバー通知カードが廃止されたことにより、住所・氏名が住民票の記載事項と一致しないマイナンバー通知カードは、個人番号確認書類として利用できなくなりました。(マイナンバーカード、または個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書で個人番号の証明が可能です。)

寄附金税額控除に係る申告特例申請書の記入方法 (ふるさと納税ワンストップ特例制度用)

※ご注意下さい

「⑩」「⑪」のチェックに該当しない方は、ワンストップ特例制度の要件を満たしませんので、この特例申請書は使用せず、必ず確定申告又は住民税申告でふるさと納税の申告を行ってください。

①寄附された年が記載されているかご確認

②提出日をご記入

令和 年 寄附分		市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書		資金課分
令和 年 月 日		川崎市長 殿	整理番号		
住所	③郵便番号・住所をご記入		フリガナ	⑤氏名とフリガナをご記入	
			氏名		
電話番号	④電話番号をご記入		個人番号	⑥個人番号 (マイナンバー)をご記入	
			生年月日		

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例対象寄附金（以下「特例対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

⑧寄附日
⑨寄附金額をご記入

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

①地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、①及び②に該当すると見込まれる者をいいます。

①特例対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者。

②特例対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者。

②地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
------------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

⑩チェック
(確定申告しない)

⑪チェック
(寄附先が5か所以内(予定))